

令和5年1月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年1月20日（金）午後1時30分～午後2時16分	
場所	さぬき市役所 附属棟 多目的室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第2～7号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第8号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第9号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第10号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第11号)
日程第8	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 17 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)	
欠席委員	3 朝倉重弘	
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事	
農林水産課	玉木省三副主幹	
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員	
傍聴者	なし	

は資料9ページ右側、現況写真は資料10ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第6号、地区番号5、受付年月日、令和4年12月26日。申請人、●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目山林、地積は140㎡です。申請理由は、昭和53年頃から40年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料の11ページ、12ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●から西へ約2,100mに位置しております。申請地は昭和62年に贈与されております。申請者は数年前まで所有農地の耕作及び管理を行ってきましたが、高齢により耕作及び管理が困難となり、農地機構に依頼し耕作者を探しましたが、申請地は耕作不便な農地であり借り手不在で、現在、山林化した状態となっており、この先も農地復旧のめどがたたないため非農地証明願いを申請したものです。位置図は資料11ページ、現況写真は資料12ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第7号、地区番号5、受付年月日、令和4年12月26日。申請人、●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目道路、地積は72㎡です。申請理由は、農地への進入路として利用しているためです。お手元の資料の13ページ、14ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●から北北西約400mに位置しております。申請地は平成22年に相続されております。現在、申請地東側に農道がありますが、幅が狭いため、農業機械が申請地北側の442番1に進入するために農道を拡幅することとし、441番1を分筆し、進入路として利用されております。位置図は資料13ページ、現況写真は資料14ページ右側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

第2号議案について報告します。1月15日に農業委員・推進委員全員で現地確認しました。資料写真のとおり、畑全体が竹林になっておりましたので、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

岡村義弘委員

3号議案、これに関しては、農業倉庫というよりは、雑種地といえますか、上へ碎石を敷いて均していますので、横の田の残っているところにも区切りもしてないですけど、一応、見た限りでは、これでよかろうということです。

4号議案については、これも今、一応、道路という解釈にしていますが、もう水も入らん、高さがもう道と同じ高さになって、アスファルトをそこに付けるので、駐車場にもならんし、普通の非農地証明だけでいけるのではないかとということで、事務局の説明どおりです。

大塚ノブ子委員

第5号議案についてご報告いたします。私たち全員で1月14日、雨の中を現地確認致しました。●●さん本人も出てきていただいて、説明を受けました。この建物は農業用倉庫として現在使っているそうです。狭い敷地の中にこの倉庫が建っておりました。私たち全員で、よろしいのではないかと判

断致しました。よろしくご検討いただきたいと思います。

議長（会長）　　続きまして、●●地区、お願いします。

十河道夫委員　　1月15日に現地確認を行いました。この議案に関しましても農地の山林化で、もう仕方なしというふうに判断致しました。

7号の、この進入路として利用しているということですが、隣接等の農地への配慮も含めて、もう出来上がっておりますので、オッケーというふうに判断しましたので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。

議長（会長）　　地区代表委員の報告が終わりました。議案第2号から第7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第2号から第7号につきましてお諮りします。議案第2号から第7号について異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第2号から第7号を原案のとおり認めることと致します。続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号を議題とし、上程致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局　　今回の4条の案件は1件ございまして、面積にして267㎡、1筆です。

議案書3ページからでございます。

会長提出議案第8号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和4年12月26日。申請人、●●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目雑種地、地籍267㎡、転用目的は貸駐車場用地及び進入路、工事着完予定年月日は、こちら無断転用の是正案件になりますので、平成28年4月1日から平成28年5月1日となっております。農地区分は第3種農地です。資料と致しましては15ページから17ページで、位置図を15ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、北約60mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。このたび既に貸駐車場及び進入路として利用している申請地の無断転用が判明し、是正するため転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

農地法第4条に基づく申請審議について、ご説明は以上となります。

議長（会長）　　事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員　　事務局の説明のとおりなんですけど、進入路として使いますということと、無断転用があったので、この状態で議案として上がってまいりました。一応協議した結果、●●地区ではもう致し方なかろうということで結論を出しましたが、皆さんのご審議をいただきたいと思います。以上です。

議長（会長）　　地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号につきまして質疑等があ

りましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号につきましてお諮りします。議案第8号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第9号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

今回の5条の案件は1件ございまして、面積にして1, 209㎡、1筆です。議案書4ページからでございます。

地区番号3、受付年月日、令和4年12月26日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田。地積は1, 209㎡。転用目的はアパート及び駐車場で、建築面積は358.51㎡、工事着完予定年月日は令和5年3月10日から令和6年9月30日。権利は所有権移転売買、農地区分は第3種農地。用途地域になりまして、用途区分は第一種住居地域となっております。資料と致しましては18ページから19ページでございますが、すみません、資料の差し替えがございまして、A3の19番と書いてある1枚ものの資料が別に配られていると思っておりますが、最初に入れていた図面と何が違うかということ、駐車場の区画とかを書いていなかったのを詳しく書いていただいた図面が後から出てきましたので、差し替えをさせていただきます。資料が18ページと先ほどの差し替えの19ページで、位置図は18ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●●●●●の北約280mに位置し、隣接については、田、宅地、雑種地及び道路、水路に接しております。申請者はアパート及び駐車場に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

農地法第5条に基づく申請審議についてのご説明は以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●●●●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岡村義弘委員

説明します。これも地目は田ですけど、水路を利用した田ということで、普通、水入れたときはそのままいいんですけど、あと、開けたままで放つといたら入ってくるという、そういう、水路の高さがちょっとおかしいということで、水の管理が難しい場所です。もう本当、湿田みたいな形になるので、ほかはもうみんな大体、地上げしています。そういうことで、周りもアパートや家も建つとるということで、このままで特に問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第9号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	それでは、議案第9号につきましてお諮りします。議案第9号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第9号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第10号を上程致します。 なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の25番から35番が●●委員の関係案件になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 では、事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、説明させていただきます。全部で33件ございます。 会長提出議案第10号についてご説明します。農地の貸し借りについてのご説明で、議案書5ページから8ページとなります。 個人9件、法人4件、中間管理機構20件の合計33件となっております。 33件のうち新規26件、再設定7件となっております。33件のうち賃借権2件、使用貸借権31件となっております。 賃借権の内訳と致しまして、3,000円が1件、2,000円が1件となっております。 期間は、10年7件、6年5か月1件、6年16件、5年9か月1件、5年3件、3年2件、2年1件、1年9か月2件となっております。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては、案件も多いので一括して質疑に入りたいと思います。質疑等がある場合は整理番号指定の上、ご発言を願います。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の25番から35番を除く議案第10号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることと致します。 続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の藤澤委員の関係議案である25番から35番の審議に入ります。それでは、藤澤委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は11件で、使用貸借権、期間6年となっております。利用内容については、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

経験も実績もある農業者の方ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をどうぞよろしくをお願いします。

以上です。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

岡村義弘委員 同じグループで、今やって、その息子も手伝って、新しい、ピオーネが主体でやっと思えるんですけど、シャインマスカットも改植しています。大体、今、軌道に乗ってきよるのかなと思います。畑が主体ですので、その辺がちょっと、管理面で問題があるかもわかりませんが、今の現況で問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第11号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号について原案のとおり承認することと致します。本日上程の議案については以上です。日程第8 その他で、事務局、何かありませんか。

事務局 そうしたら事務局のほうから、皆様方にレディースファーマーズフォーラムというチラシをお配りしとるんですけども、その件について担当のほうから説明しますので、よろしくをお願いします。

事務局 それでは、こちらのA4サイズの1枚のチラシをご覧ください。
先に訂正で、先ほどチラシの受付時間に誤りがあったので、間で訂正したものをお配りさせていただきました。正しくは、受付時間は午後1時からというのが正しいものです。

そちらは女性委員の方たちによる活動の一環として今年開催されるレディースファーマーズフォーラムに関するチラシで、開催日時は令和5年2月1日水曜日、午後1時半からです。受付は午後1時から行います。場所が寒川環境改善センターの2階、多目的ホールで行います。

講師はさぬき市農業委員会の推進委員でもある●●●●さんをお願いしております。今回は遊休農地解消をテーマとしており、講演会ではさぬき市農業委員会のコウギク栽培の活動を事例として取り上げます。なので、ご都合がよろしければ講演会だけでも農業委員の皆さんにご参加いただけたら幸いです。

次、2点目は、全国農業新聞の普及推進活動についてのご協力のお願いです。茶封筒の中にパンフレットなどの普及資材が入っておりますので、地域の方に農業委員会の活動を知ってもらう機会ともなりますので、お1人1件を目標に、またお声がけをお願いできればと思います。

あと最後、3点目は、こちら農政情報をお配りしております。1人1冊お配りしているんですけど、地区の代表委員さんと●●地区の●●委員さんについては推進委員さん分も一緒に入れておりますので、また集まりの際に配

らせていただけたらと思います。
以上です。

事務局

ちょっと補足をさせていただきたいんですけど、ファーマーズフォーラムの件なんですけども、担当が説明したとおりなんですけども、なお、講演会の後にグループ討議というのをやる予定なので、事前にちょっと電話でお願いしたと思うんですけど、地区の代表の方につきましては、講演会の後にグループ討議にぜひ参加をお願いしたらと思いますので、よろしくご予定のほどお願いします。

それから、もう1点補足として、農業新聞のほうをさっき担当のほうからあったんですけども、実は、来月なんですけども、定例会終了後に情報事業の推進ということで、全国農業新聞の普及推進に、東京のほうから全国農業会議所の方と、あと香川県の農業会議の方がお越しになりますので、ついては、各委員さんには農業新聞の推進をしていただいて、来月、そこに申込み用紙があるんですけども、取ってきましたよとその方に渡せるように、ぜひとも努力していただきたいなと思います。

なお、農業新聞のほうから、2月1日のフォーラムについては後援を頂く予定なので、その辺もちょっと踏まえて、ぜひよろしくをお願いしたらと思いますので、よろしくどうぞお願いします。お茶とお花を頂いとるようなので、またお願いします。

それで、来月の定例会なんですけども、2月21日です。日にちが1日ずれるんですけど、2月21日火曜日午後2時から、場所が変わりまして、寒川庁舎3階、301・302会議室で行いますので、よろしくご予定のほどお願いします。

あともう1点だけ、皆様方に農業委員と農地利用最適化推進委員の募集ということで、このチラシを出しとるんですけど、これ広報の2月号で出ているものなんですけども、募集の事前告知ということで掲載しております。

正式な公募期間につきましては2月下旬から3月下旬までを予定しておりますので、詳しい内容についてはまた広報の3月号、来月号に出す予定です。また、ホームページにも掲載する予定です。募集の様式とかについては農業委員会事務局、あと総合支所のほうに募集用紙を準備させていただきたいと思いますので、また告知が出ましたら、また皆さん方にご報告させていただきます。

以上です。

議長（会長）

農地集積専門員の方、何か。

農地中間管理機構

ございません。

議長（会長）

以上をもちまして、令和5年1月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（2時16分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 5 番

署名委員 6 番